

公益財団法人とちぎ建設技術センター構造計算適合性判定業務手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「財団」という。）が構造計算適合性判定業務を行うにあたって必要な手数料を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 公益財団法人とちぎ建設技術センター構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）第20条第1項の規定による構造計算適合性判定申請手数料の額は、判定対象建築物1棟につき、それぞれ次の表の（一）の区分に応じた同表（二）又は（三）に掲げる額により算定した額とする。

	(一)	(二)	(三)
	床面積の合計	法第20条第二号イ又は第三号イの構造計算が大臣認定プログラムにより適正に行われている場合	法第20条第二号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法により適正に行われている場合
(1)	1,000 m ² 以内のもの	107,000 円	156,000 円
(2)	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	134,000 円	209,000 円
(3)	2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	147,000 円	240,000 円
(4)	10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	187,000 円	318,000 円
(5)	50,000 m ² を超えるもの	319,000 円	587,000 円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定める面積について建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（(2)及び(5)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築する場合（(5)に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該建築物の床面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合 当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して増築する

場合を含む。) 当該増築に係る部分の床面積に法第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 3 項又は第 18 条第 4 項の判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

(構造計算適合性判定申請手数料の減額)

第 3 条 当財団は、第 2 条に定める手数料の額を、別に定める場合に該当する場合減額することができる。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。